

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ（<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>）からご覧いただけます。

青少年インターネット環境整備法の在り方等に関する 検討ワーキンググループ第3回会合 議事要旨

こども家庭庁成育局安全対策課

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ（<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>）からご覧いただけます。

青少年インターネット環境整備法の在り方等に関する検討ワーキンググループ
第3回会合

日時：令和8年3月31日（火）14時00分～

場所：こども家庭庁 庁議室

議題1 第1回・第2回の御議論まとめ

議題2 ヒアリング

議題3 第1回こどもとのセッション及びこどもへの意見聴取の御報告

議題4 次回の検討事項

議題5 その他

出席者

【委員】曾我部座長、上沼座長代理、岸原委員、櫻井委員、竹内委員、柳元委員、
山本委員

【参考人】Google LLC, Government Affairs and Public Policy Manager, YouTube
Product Chloe Brown氏、グーグル合同会社 YouTube政府渉外・公共政策部 ジャ
パン リード 野田由比子氏、あきとんとん氏

【こども家庭庁・事務局】中村局長、竹林審議官、西川課長、高岩課長

【オブザーバー】内閣府、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会事務局、消費
者庁、デジタル庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、一般
社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、一般社団法人テレコムサービス協
会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人電子情報技術産業協会

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ（<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>）からご覧いただけます。

青少年インターネット環境整備法の在り方等に関する検討ワーキンググループ 第3回会合

○曾我部座長 皆様、本日もよろしくお願いします。

お忙しいところ、多数御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の議題は5点ありまして、

議題1「第1回・第2回の御議論まとめ」

議題2「ヒアリング」

議題3「第1回こどもとのセッション及びこどもへの意見聴取の御報告」

議題4「次回の検討事項」

議題5「その他」の5点となります。

各議題における議論において、質問できなかった事項や追加の御発言がもしありましたら、本日より1週間以内をめぐに、書面にて事務局にお知らせくださいますよう、お願いいたします。

ということで、まず、議題1であります。こちらにつきましては、まず、事務局から御説明いただきます。

よろしくお願いします。

○事務局 事務局でございます。

それでは「第1回・第2回の御議論まとめ」につきまして御説明いたします。

まず、4ページを御覧ください。

「総論」といたしまして、制度全体として、昨今のネット利用環境変化に伴うリスクの多様化を踏まえたものに変えていくべきとの御意見が多数でございました。

例えば青少年有害情報の閲覧に主眼を置いた記載から、幅を持たせるものへ変更とか、フィルタリングについては、あくまでも手段の一つという位置づけへ変更。

こういった御意見をいただいております。

また、民間主体の取組を尊重しつつも、民間事業者の取組の実効性をしっかりと担保できる仕組みが必要ではないかといった御意見もいただいております。

「諸外国SNS規制」につきましては、SNSのリスクの特定と分析が必要である。

また、規制の実効性の視点、こどもの権利との関係などの視点から様々な御意見をいただきました。

引き続き、諸外国における議論、制度を丁寧に見つつ、我が国として、こどもたちを何のリスクから守るべきか、こどもにとって何が最善かという観点から議論を継続するというものでございました。

次のページを御覧ください。

「リテラシー向上」につきましては「今後のリテラシー向上の在り方の大きな方向性」といたしまして、記載の3点。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

「教材等の在り方」につきましては、2点。

「その他」といたしまして、3点ございました。

関係省庁の連携は不可欠だということも各論点で御指摘いただいております。

次のページを御覧ください。

「青少年有害情報」につきましては、現行の例示の範囲では狭いのではないかとということでございまして、例えばでございますが、機能についても同様に例示する必要があるなどの御意見をいただいております。

一方で、例示の内容につきましては、年齢や発達段階によって有害の範囲が異なるなどから、例示の内容を法律で定義することは難しいのではないかと御意見もいただいております。

いずれにいたしましても、有害情報の範囲、規定の在り方につきましては、その規定に基づいて何をするのかということと密接に関連しているため、引き続き、事業者等に求める措置内容とともに、改めて議論していくべきということでございました。

最後でございますが、いずれの論点につきましても、第4回以降の「事業者の役割リバランス」に係る議論を踏まえ、改めて方向性をまとめていくのがよいのではないかとということでございました。

次に、第1回・第2回で宿題となっておりました事項につきまして御報告させていただきます。

まず、オーストラリアやミネソタの移行過程におけるメンタルヘルス等に係る議論を御紹介いたします。

まず、7ページでございます。

オーストラリアの議論でございます。

こちらの資料につきましては、オーストラリア議会図書館が2024年11月25日に発行いたしました法案解説資料を基に作成しているものでございます。

まず、メンタルヘルスの関係でいいますと、主な論点の①でございますが、ここに記載されておりますとおり「ソーシャルメディアには広く認識されているリスクがあり、とりわけこどもは十分な技能・経験・認知的成熟度を欠くため、リスクが増大するとされる」とされております。

オーストラリアのこどもの長期追跡研究で、SNSの利用頻度増加は抑鬱リスクの増大と関連するというところでございますが、因果関係は確定されていないと記載されております。

最後ですが「総じて、ソーシャルメディア利用の影響は個別性が高く、リスクが必ずしも害に直結するわけではない」という記載がなされているところでございます。

9ページでございますが、こちらに書かれておりますのは、年齢制限の話に加えまして、2024年11月4日には、政府は「デジタル・デューティ・オブ・ケア」を立法化する意思を発表したということも記載されております。

こちらは、まだ現在、整理しておりませんが、こういったことも書かれておりました。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

10ページを御覧ください。

「オーストラリアのSNS規制対象の判断基準」という資料を資料にしたものでございます。

現在、オーストラリアでは、記載の10のサービスが対象ということで例示されております。

まず、YouTubeにつきましては、当初の法案において個別に規制対象外とする条文がございましたが、将来の環境変化に備えるために、特定のサービスでの明記を避けた運営とか、他のSNSと同様のリスクがあるのではないかなどの報告書、勧告を踏まえまして、当該条文が削除されたようでございます。

続きまして、SNS事業者が規制の対象となるかどうかということでございますが、こちらは、第1回に口頭で御説明させていただきましたが、法律上は、主な目的、または重要な目的がオンラインの交流であるということ。

それから、ユーザーが互いにリンク、交流できる。

それから、ユーザーが投稿できるということが書かれておりまして、規則において対象となるべきサービスのカテゴリーと除外されるサービスが規定されておりまして、メッセージングやオンラインゲームとか、教育・健康に係るものが除外されると規定されているところでございます。

こちらの資料は、事業者が判断するためのフローチャートが出されておりまして、それを参照として、こちらで作成されたものでございます。

eSafety Commissionerは、現時点では、記載の10のサービスが該当すると整理して、例示しているところでございます。

内部では「指定」という言い方をしましたが、定義に当てはまるかどうかを見て、10に当てはまっているというのがオーストラリアの説明のようでございます。

11ページを御覧ください。

こちらは、ミネソタ州における議論についてということでございます。

アメリカのミネソタ州では、2026年7月1日に、SNS事業者に対して、いわゆる警告表示を表示することを義務づけると。たばこと同じような形で、SNSにアクセスすると、警告表示が表示されるようにすべしということで発効しておりまして、施行はまだされておられません、こういったものが出されているということでございます。

ここでの議論でございますが、次のページの①が「ソーシャルメディアの有害性について」という部分でございます。

こちらは、肯定的な意見、否定的な意見それぞれ出されておりまして、そういった議論を経て、議会で採決して、成立したということでございます。

肯定的な意見では、幾つかの研究では、ソーシャルメディアの過度な使用とメンタルヘルスの直接的な悪影響、具体的にはこういうことがあり得ることが示されているとか、たばこ会社に未成年が喫煙しないような取組を頼ることはないのと同様に、ソーシャルメディアにも子どもを守るルールをつくらせるのかというような意見も出されておりました。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ（<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>）からご覧いただけます。

否定的な意見としましては、科学的根拠がないということで、より科学的な研究が必要だと。

こういったことが主張されていたということでございます。

続きまして、17ページでございますが、各国比較という観点で、今、2例ほど御説明させていただきました。

17ページでございますが、前回も御説明いたしました、EUの措置状況ということで概要を載せております。

こちらは、デジタルサービス法の28条で、オンライン上の未成年者の保護のために、事業者が適切かつ相応の措置を講ずる義務を規定しておりまして、そのために、欧州委員会は、4月にガイドラインを発行することが可能ということで、青のところに項目がありまして、それぞれの項目につきまして、ガイドラインで措置が定められている状況でございます。

私からの説明は、以上でございます。

○曾我部座長 どうもありがとうございました。

そうしましたら、ただいまの御説明に基づきまして、しばらく質疑をしたいと思います。

ただいまの御説明に対して、御質問やコメントなどがあれば、お願いいたします。

いかがでしょうか。

では、場つなぎで、私から1つ。

7ページのオーストラリアの話なのですが、下半分の「主な論点」で、リスク、有害性について、必ずしも強いことは言われていないというか「因果関係は確定できない」とか「個別性が高く、リスクが必ずしも害に直結するわけではない」という評価がされている一方で、ああいう規制がされているところの脈絡が分かりにくいのですが、その辺りでもし補足いただけることがあれば、お願いします。

○事務局 補足ということで、7ページの上の「規制の背景」を御覧いただければと思うのですが、一つはここに書いていないのですが、セクストーションでこどもが自殺してしまったというお父様が、こどものSNSの利用について、こどもが自殺してしまって危険であるためやめさせるべきではないかと、かなり熱心に運動されておりまして、そういったものとか、ここに書いてあるジョナサン・ハイトさんの著作、あと、ウェイクリー刺傷事件という殺人事件の現場がオンライン、SNSで流れてしまったというものがありました。

そういったことがありまして、3つ目のポツですが、ソーシャルメディア最低年齢の導入について、国民的な支持が高まったということがございました。そういった中で、法案が出されて、通ったということでございます。

当然、こういった有害かどうかとか、次のページの例えば④とかでは、年齢制限を回避するのかということで、こどもが安全性の低い、非主流サービスに流れてしまって、より高いリスクにさらされる可能性があるとの懸念とか、こういったものは示されているわけ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ（<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>）からご覧いただけます。

であります、最終的には議会の御判断ということで、法案が通ったということではないかと考えております。

○曾我部座長　ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。

お願いします。

○竹内委員　久しぶりに対面で皆さんとお会いしてうれしいです。

よろしくお願いします。

私が読んでいて、ああ、なるほどと思ったのは、たばこに関する11～12ページについてです。精神科のお医者さんとかとお話しするときに、よくこの例を聞きます。今は、ニコチンとかたばこに対して、「百害あって一利なし」等、否定的な言葉が書かれています。

歴史上の経緯を調べると、アメリカは訴訟社会で、最初は「ニコチンは無害」とたばこ会社は主張していたそうですが、科学的な研究をした上で、害があることが分かってきたそうです。もちろん、ソーシャルメディアやSNSとかをニコチンと同列には扱えませんが、SNS規制の議論に、ニコチンの歴史は参考にはなると思います。

また、これには2つの側面があります。「WHOは、ゲーム障害については認定しているが、インターネットについてはまだ病気として認定していない」とおっしゃって、インターネットの規制は時期尚早と結論付ける方がいます。DSMという、精神科医の中の基準に明記されています。

もう一つ特筆すべきことは、たばこのときに、たばこ業者が猛反対したのです。たばこは無害だと主張した時期があって、最終的に、訴訟社会の中で訴えられて、取り下げた経緯があるので、この辺のミネソタ州における議論は、そういう意味を踏まえても、今後、日本で考えていく上で、大きな方向性として考えるべきだと改めて感じました。

○曾我部座長　どうもありがとうございます。

そのほかにいかがでしょう。

櫻井委員、お願いします。

○櫻井委員　櫻井です。

今の竹内委員のお話で、精神疾患の手引きでゲーム障害が認定されたというのは、行動が特定のだけれども、SNSについては、SNSのうちのどういう行動が、例えば依存に導くかということが多分、証明されていないために、精神疾患の手引きに載ってきていないという話なのかと理解しています。

私も今回、この資料を読ませていただいて、日本でも有害な機能として、特に長時間の部分については議論をしてみたほうがいいのではないかと感じました。

というのは、研究で100%因果関係を証明することは、恐らく永遠に無理で、必ず対極の研究結果が出てくるけれども、これまでもこの議論であったように、セーフティ・バイ・デザインではないのですが、安全性を考えて、どのように重大な影響が生じる前にストップさせるかという考え方も必要かと思っています。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

そのときに、私自身は法律は門外漢なのですが、こどもは、自分に関わることについて、自己決定の権利があるという観点を考えると、長時間利用でどんどん例えばスクロールになってしまう場合に、見せられるということが、こどもにとって、自ら考えたり、決定したりという権利があるのを阻害されてしまっていることにもなると考えるとすれば、自分の意図に沿わずに、長時間見せられてしまっている搾取という側面も出てくると思うので、ここは少し今回の検討会でも考えていったほうがいい機能ではないかと考えています。

あと、認知の側面で、リコメンデーション機能についても、こども自身が意図せずにそちらを考えさせられてしまっているという側面があるかと思いますので、この2点を挙げたいと思いました。

他方で、この資料で、私はコミュニケーションのことを今までも言ってきたのですが、こういう観点は、リアルな世界でもこどもが注意しなければいけないことなので、SNSに特化して、規制をどのようにかけていくのかというのは難しい議論になると感じている次第です。

○竹内委員 先ほど私は言い間違えたので、言っていていいですか。

私が言い間違えたかもしれませんが、DSM（米国精神医学会がつくった精神疾患の診断と統計マニュアル）には、internet gaming disorderというかたちで、SNSを含めた、インターネットの過剰使用による依存が診断基準として入っています。

WHOのほうがゲーム障害だけで、SNSを入れていないというのが、大半の精神科医の方々から私が聞いておるところなのです。

だから、彼が言うには、WHOがSNSもついでに制定するのも、時間の問題だという御意見の方々が、私が知っている範囲では多いです。

おっしゃるように、だからといって、WHOがまだ科学的な根拠を認定していないから大丈夫とか、大丈夫ではないという以前に、日本のこどもたちを守るためにも考えていかなければいけない。

特に無限スクロールなどは、AIの普及によって、今、どんどん話題になっていますので、そうすると、非常に大きな問題かなと思っています。

以上です。

○曾我部座長 ありがとうございます。

機能別に見ていく必要があるといった御意見かなと思いますが、そのほかにいかがでしょうか。

お願いします。

○上沼委員 上沼です。

オーストラリアの議論で「子どもの権利と共同設計」で、co-designという考え方が何を意味しているのか、いまいちはっきりよく分からないのですが、規制の枠組みを考えると、若者の意見を取り入れろという趣旨のように見えます。

しかも「本法案はプラットフォームの行動を制限・処罰するものであり、子ども自身の

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

行動を制限するものではない」と言われると、微妙にごまかしているんじゃないか、と言いたくなる感じが若干あります。この辺りの共同設計は、こちらのワーキングでも、この間、お子様の意見を聴いたりしていますが、そういう意味で、どう考えているのかというのを、きちんと聞いたほうがいいかなというのが1点目です。

あと、セーフティ・バイ・デザインは、本当は、日本ではずっと前から「青少年保護・バイ・デザイン」とずっと言っていたのに、なぜオーストラリアに先を越されているんだろうかと、とても悔しいと思いましたという個人的な感想が2点目です。

以上です。

○曾我部座長 ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。

お願いします。

○岸原委員 今の資料の8ページ目の「④子どもは年齢制限を回避するのか」の2番目のポツ。

一つは、VPNや代替サービスを利用して、年齢確認回避の可能性がありますよと指摘されているのですが、これは、MCFのほうで関連するセミナーをやって、オーストラリアの状況を調べてもらったのですが、オーストラリアは、年齢の認証が結構複雑で、日本の場合ですと、公的証明とか、そういったもので一つでやるということなのですが、オーストラリアは、これ一つだけだと駄目となっていて、ウオーターフォール型と言っているらしいのですが、段階的な認証でやりますよと。

ただ、これが推論というので、声の具合とか、16歳未満らしいみたいな感じのものを積み重ねていくことをやっていて、何でこんな複雑なことをやっているのかと、不思議なところはありますが、オーストラリアは年齢確認にすごく手間をかけているのが一つと、後段は「安全性の低い非主流サービスに流れ、より高いリスクに晒される可能性がある」「制限中心のアプローチは、若者が危害に遭った際に信頼できる大人へ相談する意欲を低下させる要因にもなり得る」と。

これは、まさしく日本で、フィルタリングでSNSを禁止ということを検討したときに、禁止されているので、ちゃんと使うとか、教育ができなくなる。要するに、放置してしまうので、より悪くなるのではないかという懸念があったところの問題意識とまるきり同じかなと思っています。

そういった点で、これを実際にオーストラリアでやって、基本的には、16歳未満は禁止されて、一応、調べた方によると、まだ20%ぐらいは使っているということらしいのですが、実際にそれによって、こういう懸念みたいなものが顕在化しているのか、どうなのかは、確認したほうがいいのかなと思いました。

以上です。

○曾我部座長 ありがとうございます。

今の点について、事務局、情報はありますか。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ（<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>）からご覧いただけます。

○事務局 オーストラリアの施行状況については、オーストラリア政府も、恐らく、2年以内でまとめるみたいな話もございまして、我々も注視はしております。

いろいろと報道等はちらほら出ているようでございますが、まだ評価ができるような状況にはないのかなと思っています。

○曾我部座長 ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。

ひとまず、よろしいですか。

では、もし言い漏らしたことなどがあれば、また後でお知らせいただくとして、ひとまず、次の議題に行きたいと思います。

「ヒアリング」です。

こちらについて、まずは事務局から御説明いただきます。

○事務局 今回のヒアリングにつきましては、SNSプラットフォーム事業者様、それから、SNSで動画配信などをされているクリエイターの方からヒアリングをさせていただくこととなっております。

まず、SNSプラットフォーム事業者からお話をいただきますが、本日は、グーグル様に協力いただいております。

これからグーグルが運営するサービス、YouTubeにおける青少年保護の取組につきまして、グーグル合同会社の政府渉外・公共政策マネージャーのクロエ・ブラウン様から御説明いただきたいと思います。

なお、クロエ様はオンラインでの参加となり、この会場には、YouTube政府渉外・公共政策部の野田様においでいただいております。

まず、野田様より御説明をお願いいたします。

○野田氏 皆様、貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございます。

YouTube政府渉外・公共政策部ジャパンリードの野田と申します。

本日は、オンライン上でこどもと青少年の安全を確保するために、YouTubeが行っている主な取組についてお話をさせていただきます。

今回は、より詳細なグローバルな知見と最新の対策状況をお伝えするため、先ほどお話にもありましたが、米国本社より、YouTubeにおけるこども・青少年保護のポリシーリードを務めるクロエ・ブラウンが参加しております。

クロエは、こども・青少年に向けた製品開発や、セーフティポリシーの策定にも深く携わっており、米国よりオンラインでプレゼンテーションを行います。

逐次通訳を介しての説明となりますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

（英語で発言）。

○ブラウン氏 こんにちは。

本日はお時間をいただき、ありがとうございます。

クロエ・ブラウンと申します。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

本日は、YouTubeにおける青少年オンライン安全の取組の概要を御説明いたします。

次のスライドです。

YouTubeのミッションは、表現する場所をあらゆる人に提供し、その声を世界中に届けることです。オープンネス（開放性）と同時に、表現の自由、責任とのバランスを取ることが極めて重要です。

様々な年齢の若者が自分の関心を探求するため、YouTubeを利用しており、彼らの好奇心、想像力を導くための場、ツールを提供しております。

また、同時に、保護者の役割を尊重し、安全性、プライバシー、ウェルビーイングを全ての取組の最優先としております。

そのため、当社は、10年以上にわたり、年齢に応じて、適切で、かつ、家族の全てのメンバーにとってしっかりと機能する製品を開発してまいりました。

次のスライドです。

こども及びティーンに特有の発達ニーズに応えていくため、継続的に製品を提供し、革新してきてまいりました。

当社の長年の実績は、YouTubeの中核をなしております、5つのユース原則に基づいております。

YouTubeのこどもと青少年に関する5つの基本的な考え方は、以下のとおりであります。

若者に特別な保護を提供するよう、製品を構築すること。

こどもとティーンの発達段階の違いをしっかりと考えること。

保護者に選択肢を提供すること。

それぞれの関心に合致した、高品質で年齢に適したコンテンツへ無料アクセスを提供すること。

そして、イノベーティブな技術の利点をしっかりと安全に活用できるようなセーフガードを設けることであります。

次のスライドです。

これらの原則に沿った製品を開発するに当たりまして、私ども単独で取り組んでいるわけではございません。YouTubeは、定期的に「青少年と家族に関するアドバイザリーボード」に助言を求め、そのコメントも参考にしております。

この委員会は、15名の独立した専門家で構成されておまして、その中には、児童向けメディアの専門家、こどもの発達、デジタル学習、デジタル市民性といった分野の専門家で構成されており、世界各国からメンバーを構成されていて、学術、非営利、臨床機関といった幅広い分野のバックグラウンドから構成されています。

また、世界中の第三者専門機関とも、必要な場合、そして、そういった専門性が価値をもたらす場合には連携し、知見をいただいております。

次のスライドです。

では、ここからYouTubeにおける若年ユーザー向けのYouTube安全対策の一部を御紹介い

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

たします。

基本的なレベルで、まず、YouTubeコミュニティガイドラインがございまして、その中で、YouTube上で許可される内容と許可されないコンテンツを定めております。

当社におきましては、こういったガイドラインを実施するための技術、体制づくりに投資しておりまして、特にこどもや家族を含む全てのユーザーに可能な限り安全な体験を提供できるよう、取り組んでおります。

当社のポリシーにおきまして、サイバー上のいじめ、自殺、自傷行為、その他未成年者の精神的及び身体的安全を危険にさらすコンテンツを禁止しております。

さらに、こどもの安全性を一層高めるために、コンテンツによっては、コメント、ライブチャット、ライブ配信などの一部の機能を無効化しておりまして、こういうコンテンツのリコメンデーションに表示する方法につきましても調整しております。

次のスライドです。

コミュニティガイドラインに加えまして、18歳未満の全てのユーザーに対して、大変堅牢な基本的保護措置を適用しております。

当社ポリシーに違反とはみなされないものの、18歳未満の視聴者にとっては不適切と考えられるコンテンツについては、年齢制限を設けております。

こういったコンテンツには、例えば危険行為、性的示唆がされるもの、暴力的、あるいは粗野な内容、あるいは自殺・自傷、あるいは摂食障害に関する内容が含まれるもの、身体的、けんかなど、暴力が含まれるものなどを不適切コンテンツとみなしております。

ティーンによる動画のアップロード設定は、デフォルトで「非公開」となります。パーソナライズ化された広告を禁止しております。

また、デジタルウェルビーイング機能についても、年齢に応じたデフォルト設定を提供しております。

例えば自動再生については、デフォルトではオンになっていない。つまりオフであると。

それから、「休憩」、あるいは「おやすみ時間」のリマインダーは、デフォルトでオンとしております。

また、ティーン向けには、次にお勧めする動画の連続表示に関しましてもセーフガードを適用しておりまして、後ほど説明いたします。

次のスライドです。

未成年が、当社が設計した年齢に適した利用環境に入るようにということが確実に実施されまして、また、最適な保護が適用されますようにということで、現在、年齢推定技術をグローバルに展開しております。

これは、プライバシーに配慮した技術でありまして、YouTubeの検索履歴とか視聴履歴を含めまして、グーグル製品全体から得られている取得できるシグナルを活用いたしまして、未成年である可能性があるユーザーは誰かということを推定しているものです。

例えば検索の履歴によりまして、例えば住宅ローン、あるいは税務のアドバイスといっ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ（<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>）からご覧いただけます。

たような検索をしているということは、ユーザーが成人である可能性を示すシグナルとなりますし、そういったコンテンツを視聴している場合もそれに該当いたします。

ユーザーが18歳未満だという可能性が示唆された、あるいは推定される場合におきましては、先ほどのスライドで説明したようなマイナー向けの、未成年向けの追加的な保護措置を適用しております。

次のスライドです。

次に、アルゴリズム責任について説明いたします。

次のスライドです。

こどもとティーンにとって、高品質なコンテンツを定義することに当たりまして、「青少年と家族に関するアドバイザーボード」、また、外部のその他の専門家と連携いたしました。

その助言に基づきまして、高品質なコンテンツが一定年齢に適しているかどうか、また、楽しいかどうかということを判断して、こういった高品質コンテンツ原則を策定しております。

高品質なコンテンツとは、まず、年齢に適していること。

楽しいこと。

学びがあること。

関心を引きつけ、インスピレーションを与えるものであるというものです。

例えばこれに基づいて、高品質だとみなされるコンテンツといたしましては、例えば年齢に適した形で、楽しくなければいけないわけでありますので、例えば児童向け、こども向けということであれば、クリエイティビティーが発揮できるもの、また、遊びあるいは想像力をかき立てるようなものを提供しております。

10代になりますと、そこには、例えばウェルビーイング、幸せに対する信頼できる情報源ということとはとても重要でありまして、こういった原則を与えることによって、さらにクリエイター側も、どのように品質の高いビデオを作ることができるかという指針にもなっております。

次のスライドです。

こういった原則をYouTubeにおきましては活用しておりまして、当社においてお勧めの動画を出すシステムにおいても、こういった高品質コンテンツを優先的に表示しております。

次のスライドです。

例えば優先的に表示されるコンテンツは、多く教育的コンテンツが入っておりまして、その場合には、教室内で役立つ教育コンテンツ、また、家庭の学習で活用できる教育コンテンツの両方が含まれていまして、例えば日本におきましても、こういった教育コンテンツは、650万のユーザー様に視聴いただいております。

次のスライドです。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ（<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>）からご覧いただけます。

同じように、外部専門家と連携いたしまして、低品質コンテンツに関する原則も策定し、それによって、こども向け及び青少年向けそれぞれに対しまして、低品質コンテンツ原則を策定しております。

こういったコンテンツは、必ずしもコミュニティガイドラインに違反するものではありませんが、積極的にこういった年齢層のこどもたち、あるいは青少年に推奨したいものでもないということでもあります。

そのコンテンツとしては、例えば児童向けであれば、広く商業的プロモーションの色が強いもの、あるいはセンセーショナルな内容が入ったコンテンツは低品質となりますし、また、青少年向けということになりますと、例えば身体的特徴を比較したり、あるいは特定のものを理想化したり、あるいは体重だけにこだわるとか、何らかの特定のフィットネスのレベルばかりにこだわるような内容は低品質とみなします。

また、高品質の原則と同様に、こういった低品質という原則につきましても、これを知らせることによって、クリエイターとか、そういった制作者に対しまして、何が若いユーザーにとってメリットがあるのか、ないのかということを示す示唆となっております。そして、我々の推奨動画に影響してきます。

こどもであれば、例えばこういったコンテンツ、それから、それによってどれだけ収益化できるかについて影響が出てきますので、こういったコンテンツの配信のレベルを制限するということになります。

そして、場合によっては、1回見るだけであれば特段問題はないけれども、例えば青少年がずっとそういったコンテンツを見続けるということになりますと、問題があり得ますので、私どもの「おすすめ動画」の中にはあまり入れない、あるいは分散して表示することをやっているわけです。

次のスライドです。

この仕組みがどのように機能しているか、こちらの図で表しています。

まず、適用前では、フィットネスとかダイエットの関連の動画を見た視聴者に対しては、今までどおり、そういった前に見た画像のお勧めがホームフィードに出てくるわけです。

スライドが変になっておりまして、実はビフォー・アフターになっておりまして、私どものセーフガード原則を適用する前、後ということで、違う画面が出るように作ったつもりでございました。失礼いたしました。

今、私どもとして低品質だとか、あるいは問題だと思われるようなコンテンツが1か所に集中するのではなくて、ほかのお勧めの中に分散して、ばらけて表示されるようになっているというのが、私どもの原則を適用した後の「おすすめ動画」の見栄えとなります。

こども及び青少年に対する基本的な保護措置に加えまして、YouTubeは、こどもの発達段階に応じて保護者が管理、また、こどもの自立と両方のバランスを取れるようにする支援策を提供しております。

次のスライドです。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

そういう意味で、弊社では、3つの特定の利用環境を選んで設定できるようにしております。

最も安全でシンプルな「YouTube Kids」のアプリが、年齢的にも一番若年のこどもたち向けのものであります。

2つ目は、保護者向け管理機能つきキッズアカウントでありまして、コンテンツ設定、あるいはその他の機能で保護者に一定の管理機能を与える。そして、機能を制限した形で、実質的にはメインのプラットフォームを利用できる形になっているものが2つ目。

3つ目は、管理つきのティーンアカウントでありまして、こちらは、どのチャンネルを選ぶかということについては、いろいろと保護者が把握できるようにする。また、主な設定管理を保護者ができるようにするもので、ある程度ティーン御自身が自分で設定もできるのだけれども、それも親の一定の管理下に置くものであります。

また、1月には、保護者がキッズアカウントを作成し、モバイルアプリ内でプロフィールを切り替えやすくする登録プロセスに更新いたしました。

次のスライドです。

また、利用環境の設定の中では、18歳未満ユーザーにデフォルトで設定されておりますウェルビーイングの保護機能を基盤といたしまして、業界トップであります時間管理のできる保護者向け管理機能を提供しております。

保護者側がYouTubeショートのスクロール時間につきまして、0分、最低までを含めまして制限時間を設定することが可能となっております、こどもが視聴できるショート動画の量について、保護者がしっかりと管理できるようにするという業界初の取組となっております。

また、保護者は、カスタマイズしてリマインダーを設定して、そこで休憩のリマインダー、就寝時間のリマインダーができるようになっています。

また、保護者向け管理機能キッズアカウントにつきましては、保護者は検索履歴、視聴履歴などのプライバシー設定、コンテンツ設定など、様々な設定管理をすることが可能です。

次のスライドです。

最後になりますが、私どもとしては、こどもたちをデジタルの世界の外に置いて守るのではなく、デジタル世界の中で守る手段を考えていくべきだと思っております、そういった意味で、年少のユーザー向けに、それぞれ年齢に適した製品を作り上げようということで、児童発達の専門家等とも連携しまして、10年以上にわたって投資を行ってまいりました。

幾ら善意に基づくことであっても、ソーシャルメディアでのアクセスを全面的に禁止する措置は、保護しようとしている対象の人々、つまり、こどもたち、青少年、あるいはその保護者に対して深刻な、意図しない影響をもたらすのではないかと懸念しております。

我々としては、有効的な措置は、保護者に対してよりいろいろな権利を与えること。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

そして、プラットフォームに対して、年齢に適したエクスペリエンス、それから、その家族に対してのオプションと選択肢を幅広く提供するよう、求めていくことだと思っております。

我々としては、今までの進捗については大変誇りに思っておりますが、同時に、保護といった安全性という問題は、継続して取り組んでいくことが重要だということも認識しております。

ぜひ日本のこども家庭庁の皆様方とも協力しながら、今後の必要性についてさらに深く議論させていただければと希望しております。

御清聴ありがとうございました。

○曾我部座長 どうもありがとうございました。

そうしましたら、今から質疑に移りたいと思いますが、15分程度ということですので、限られた時間ではありますので、ぜひいろいろと、簡潔にお願いします。

どうぞ。

○竹内委員 いつも長くなるので、簡潔にと思っております。

方向性としたら、とても歓迎すべき議論の方向だと思っております。

日本で言えば、世界的にペアレンタルコントロールが叫ばれて久しいのですが、私はちょっとなじまないなと思っています。

近年、親がコントロールするのではなくて、この前、ドイツの方は、会議で「Parental consent」とおっしゃいます。親と子の同意が重要だ、と。日本のこども家庭庁の議論は「Parental support」というか、親がこどもをサポートする。まさにそういう考え方があるなと思って、感心しました。

ただ、私は、「YouTube Kids」には、今から8年ぐらい前かな、注目し、保護者にしきりに推薦したのですが、そこで「アンパンマンが見られない」とか「設定が難しい」とか、いろいろ指摘を受けました。YouTubeやグーグルの方に伝えたのですが、「簡単ですよ」と言われてしまいましたので、そのままだったのですが、方向性としては正しいと思います。

それと、無限スクロールに対して、保護者が制限できるとか、無限にはできないようにするとか、いろいろとあると思うのですが、その辺りに対する対策を十分になされているのはいいと思いますが、一般の普通の親子が知っているか、が大きな課題です。

これをYouTube、グーグルとしてやっているのは素晴らしいと思うのですが、こういうものを独自の会社としてやっていくだけでなく、こういう会議とか、それぞれのローカライズと一緒に組んでやっていく、一緒に方向性を考えながらやっていく用意があるのかどうかとか、その辺りで2点お聞きしたいのです。

○ブラウン氏 我々といたしましても、プラットフォームによっていろいろと異なっているのだという困難さが残っていることは認識しております。

私自身も保護者でございますので、そういう意味では、こどもが接触するいろいろなプラットフォーム、デバイスを全部見直しまして、全部設定が正しいかどうかを確認するこ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

との難しさを理解しております。

できる限りその意味でも、YouTubeでは、簡素化、シンプル化できるようにしてまいりますが、まず、それを認識して行っている者がデフォルトで設定しておくということであり、保護者が気がつかなくても、デフォルトで安全なほうにしているということでもあります。

3つの種類のエクスペリエンスをいわゆるキッズ・ティーン向けに適用しているというお話をしましたが、そういった設定をできる限り簡素化しようということで、1月から開始されました最新の設定方法によりますと、今まで20分強かかっておりました設定時間が2分程度まで下がっているということでもありますので、かなり大幅にステップが減った、簡素化されたと理解しております。

今後も、こういった分野では努力してまいりたいと思います。フィードバックをいただき、ありがとうございました。

それから、ショートのエンドレススクロールをしてしまう件につきましても、業界とか各規制当局の皆様方と協力する気持ちでございます。

我々といたしましても、特にその関心を共有できる部分につきましては、私どもとして、ぜひ今回のこちらとは別に、個別にフォローアップしていきたいと思っております。

○曾我部座長 ありがとうございます。

では、岸原委員。

○岸原委員 今の件にも絡むのですが、YouTubeの中で、キッズも含めて3つの設定があると。これは、親御さんが設定していくということだと思うのですが、8ページの「ユーザーの年齢を推定する」は、ユーザーの行動情報によって推定して、それに伴って、7ページの様々な年齢制限、性的コンテンツであったり、パーソナライズ広告のブロックであったり、そういったものをやるのは、YouTube側で年齢を推定したら、自動的に制限がかかるものなのか、それとも、保護者が先ほどの3つの何かしらの設定をしないと機能しないのか、そこら辺の関係を教えてもらえればと思います。

○ブラウン氏 複雑なトピックでありますので、最善を尽くしてお答えします。御質問ありがとうございます。

まず、年齢の推定につきましては、おっしゃるとおり、我々がやっているのは、ユーザーが18歳以上か、未満かというところを推定するために行っている分析であります。

我々の推定で18歳未満だと推定されたユーザーにつきましては、もしユーザー自身が成人であると登録していたとしても、こちらのスライドにあります全ての保護機能を有効化いたします。

それとは別に、利用同意年齢が認められておりまして、申し訳ございません、日本の年齢は正確に覚えていないのですが、世界各地におきましては、通常、13歳が多いと理解しております。

13歳以上かどうかを判断するにおきましては、これとは別の機械学習のシステムが動い

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

ておりまして、独自のアカウントを自分で持ってよいかどうかというところの判定を行っております。

13歳未満の場合につきましては、2つオプションを与えておりまして、我々が推定して13歳未満だった場合におきましては、当人に対しまして、政府の公認のいわゆる年齢証明を出してくれと求めるのが一つ。

あるいは、保護者向け管理機能付きのアカウントに移行してもらうもの。どちらかのオプションを与えています。

ここで、保護者向け管理機能付きのほうに移行しますということになったら、ここで保護者がいろいろな管理設定を行うことになります。

○曾我部座長 以上ですか。

ありがとうございます。

今と関連してですが、この推定機能の正確さについて、情報があるのでしょうかということをお聞きしたいのですが、どれぐらい正確なのかということについて、何かありますか。

○ブラウン氏 YouTube及びグーグルにおける年齢推定の正確さは、かなり正確です。

ただ、いかなるどんなに優れたシステムであっても、100%正確だということはないということで、さらには、政府発行のIDを出してくださいと求めた場合でも、こども自身が本人のものでないIDを提示することもあります。

○曾我部座長 ありがとうございます。

ほかに。

○岸原委員 関連でいいですか。

YouTubeで、ユーザー年齢を推定する仕組みと、機械学習のものが動いているのは分かったのですが「Google Play」のアプリストアのほうでも、今、年齢ゲートとか、そちらがアメリカの規制で動いているかと思うのですが、これは別のものなののでしょうか、それとも、グーグルとして一つのシステムを提供されているのでしょうか。

○ブラウン氏 「App Store.」 レベルにおきましての年齢確認手法についても、国や市場ごとに、いろいろな取組が行われていると承知しております。

アメリカの法律のステータスを正確には承知していませんが、いずれにしても、プラットフォーム側といたしましては、そういった年齢に応じた、しっかりとした保護を提供するという意味でも、ユーザーの年齢は、プラットフォーム自身でしっかりと把握していかなければならないと思っております。ほかのプラットフォームとか、ほかのプレーヤーにその責任を押しつけるということではないと思っております。

○曾我部座長 ありがとうございます。

予定のお時間になりましたが、もしどうしてもというものがあれば。

○竹内委員 すみません。1個だけ。

非常に整理した御回答をありがとうございました。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

非常に気になったのが、利用の同意が許されるのが、世界的には13歳だと聞いたのですが、日本は16歳だと承知しているのです。

各国によるその辺のローカライズされた違いにグーグルとして対応しているのか、国際的な法律、国際的なものをまずやっているのか。その辺りについて、最後にお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○ブラウン氏 各国に応じまして、それを合わせております。ですので、国ごとにプロダクトのそういった要件について変えております。

ですので、日本での同意年齢が16歳ということだと、16歳未満だと、必ず保護者の管理が必要ということになります。

○竹内委員 日本の場合、今、管理付きのアカウントに移行する事例は、私の周りで聞いていないのですが、今後、それが深まっていくと判断していいですか。

○ブラウン氏 すみません。

通訳上、翻訳上の問題があったかもしれませんが、エージ・オブ・コンセントの法律が適用されるのは、いわゆる法律上のデータ処理の扱いということで、GDPRやCOPPAといったルール上の下でということでの説明でございました。

○竹内委員 分かりました。

○ブラウン氏 それから、ティーンエイジャー、青少年などに対しましては、その保護者が適切と考えるしっかりとした保護が、その年齢に応じた保護として提供され得るように、例えば適切な保護をデフォルトとして既に提供しているものであります。

○竹内委員 ありがとうございます。

○曾我部座長 時間が大分過ぎておりますので、山本先生からも御質問いただいているほか、残り幾つか質問がありそうですが、これは書面にてお願いするということで、後日、御回答をお願いできればと思います。

○ブラウン氏 喜んで回答いたします。

ありがとうございました。

○曾我部座長 ありがとうございます。

そうしましたら、グーグルからのヒアリングは以上といたします。

ブラウン様、野田様、本日はどうもありがとうございました。

○曾我部座長 続きまして、お待たせいたしました。クリエイターからのヒアリングに移りたいと思います。

こちら、まずは事務局からお願いいたします。

○事務局 それでは、今回、ヒアリングに御協力いただきましたあきとんとん様を御紹介させていただきます。

あきとんとん様は、YouTubeやTikTokで中高生向けに勉強などを分かりやすく解説する、いわゆる教育系クリエイターとして御活躍されております。

本日は、活動される中で、日々感じられていることや、こどもたちが安全にSNSを活用す

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

るにはどういったことが必要であるとお考えになっているかなどにつきまして、お話しただきたいと考えております。

それでは、お願いいたします。

○あきとんとん氏 お願いします。あきとんとんです。

ゆるふわな資料がいっぱいあると思うのですが、軽く自己紹介をして、その後、ヒアリング事項みたいなものを話していこうかなと思います。

僕は、基本的には、勉強が苦手な人とか嫌いな人に向けて、動画がメインですね、ロング動画で義務教育の中高生の授業動画とか、また、ショート動画でも、本当に身近な学びになる動画、例えば直近、バズったもので言ったら、新幹線で、ひもを引っ張ったらお弁当箱が温まるよというものがあると思うのですが、あれの仕組みを解説したりするような、学びになる動画をたくさん上げています。

下に、カラフルな本がいっぱいあるのですが、左の5個は、今、直近で出ている自分の本で、右が企画・監修。小説とか漫画であきとんとんも「あきとんとん」として、キャラクターとして小説に出てきたり、漫画に出てきたりするものと、一番右3つは、単純に監修です。韓国語翻訳された算数の本とかをあきとんとんが監修しましたみたいな感じで、いろいろと多方面で活躍しているよ、活動しているよという感じになります。

筋トレが趣味です。

次をお願いします。

SNSに一番近いということで、この場に呼ばれたのかなということで、ほかの活動の紹介をさせてもらおうと、いろいろな高校に行って、メディアリテラシー、SNSの使い方だったり、偽・誤情報の見分け方についての授業を直近は力を入れてやっているよという感じで、なぜか呼ばれるのが高校ばかりなので、高校によく行くのですが、それで教えているという立場になります。

大学、小学生とかに授業をしたことはあるのですが、単純に勉強のモチベーションだったり、一応、社会人を1年だけやっていたのですが、マーケティングについて話してくれみたいな感じで、そこはあまりSNSについての議論というか、講義はできていない形ですが、こんな感じでいろいろとやっています。

次をお願いします。

今日は、何個か質問事項というか、聞きたいことリストをもらったので、それについて書いているのですが、まず、クリエイターとして活動している中で、日々感じていることとか、こどものSNS利用に係るリスクやリテラシーの必要性みたいなことなのですが、基本的にこどもたちは、相談相手が僕たちインフルエンサーと言われる立場の人とか、SNS上の人で、顔の名前も知らないけれども、よく話す友達がいるみたいな、いわゆるネット友、ネットの友達みたいな人がいるという状況なのかなとすごく思っています。

DM(ダイレクトメッセージ)に関しては、本当に友達感覚で送ってきて、僕に関しては、こどもたちが信頼しているからか分かりませんが、平気で個人情報めちゃくちゃ送って

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

くるのです。中学何年生です、何々中学に通っているのですが、ここがこうで、勉強が分からないので、教えてくださいとか、そういう感じのリテラシーレベルです。

DMとかを見ている感じ、学校の先生にも相談できないし、家の人にも相談できないから、僕に相談してきたみたいな感じの子が多いので、本当に相談相手というポジションなのかなと。だからこそ、ちょっと悪い活動者というか、あまりそういうこどもたちのことを考えていない活動者にも送ってしまうみたいな側面はあるかなと思います。

一番下にあるものは、実際に動画とかによくコメントでつくのですが「きもすぎるwww」とか「こいつおもしろい」みたいなものを平気で送ってしまう子たちが多いかなというので、これは見たら分かると思うのですが、本当に友達に送っている感覚でコメントとかDMをするのです。

僕の世代とかだったら、あまりコメントをする感覚はないのですが、今の子たちはネットネイティブなので、友達なのです。

相手のことが分かっているから、だからこそ気をつけてねとよく言うのですが、友達間では許されるけれども、僕らに送るときは気をつけてねと、それこそ講演で言うと、確かにみたいな、一番反応がいいのがこれなので、そこだけ分かっているのかなというレベル感です。

僕は別に、これを言われても傷つかないのでいいのですが、そのように見せているというのもあるのです。なので、ちゃんと相手のことを考えてねみたいな感じで講演をしています。

次をお願いします。

クリエイターから見て、こどもたちにとってのSNSとはどういうツールか。

書いているとおり「全てここで解決する」とあるのですが、ツールというよりは、ちょっと話題にもなっていたかもしれませんが、デジタルの世界とか、そこで生まれて、そこで育っている感じで、御飯を食べられない、お風呂に入れないだけで、ほかは全部そこで完結する。さっき言ったように、顔が分からないけれど連絡できるので、友達がそこにいる、目の前にいなくても、そこで完結できるというか、友情関係をそこで終わらせる人もいたので、そんな感じ。

あとはゲーム、娯楽とかも全部できるし、僕は基本的に教育なので、勉強とかをするために使っている感覚はあるのかなと思います。

日常生活でも、本当に今の子たちは、食べたいものは何と言ったら、TikTokとYouTubeではやっているこのお菓子が食べたいと平気で言うというか、僕も正直、それが理由で結構旅行とかもするので、生活基準が本当にSNSになるというか、ここはあの人が紹介していたから、行きたいなとなっているレベルです。

曲とかもそんな感じです。

あとは目立てるとか。勉強ができるとかも目立てるのですが、SNSでバズると、一番目立てるねというのがあるかなと思います。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ（<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>）からご覧いただけます。

だから、デジタルの世界に生きているのが、今の子どもたちだなと思います。

次をお願いします。

規制の話をしてほしいのかなと聞いていて思ったので、これも書いているのですが、こどもが安全にネット利用をするためには、全てを禁止にすると、結局こどもは擦り抜けるのです。

僕が直近、よく感じているのは、例えば保護者がこどもにYouTubeを見せないように、アプリを消したとしても、TikTokで動画を見られる。TikTokを消したとしても、TikTokとYouTubeに同じ動画を上げるのですが、もう一個、僕らはインスタグラムのリールとか、インスタグラムを消したとしても「LINE VOOM」という、LINEの中にもショート動画があるので、正直、本当にみんなが知らないところに転がっているのです。こどもたちはそういうものを見つけるのが得意なので、抜けてくるだろうと感じます。

だから、禁止されると、逆にやりたい欲が出てくると思うので、頭から否定というか、禁止するのはあまりよくないのかなと個人的に思っていて、だからこそ教育したほうがいいなと思います。

講演していると、意外と生徒たちは分かっている段階というか、今、いろいろなYouTuberとかが、こういうことをしたら開示だぞみたいなことを言われて、開示請求されて、お金を取られるよみたいな感じで、知識としては皆さんついてきてはいるので、それをもっとしっかりと小学生の頃から教育するとか、大人にも、保護者にも教育するのが大切なのかなと思っています。

あとは、講演中に、意外とみんな知らないなと思うのが、偽・誤情報の判断方法とかをやるのですが、このツイートは本当かな、うそかなみたいなものを行ったときには、結構見分けられる子どもが多い。

そうやって問題を出すからなのですが、SNSの構成、いわゆるアルゴリズムがどうなっているのかみたいところは、まだそこまで分かっている人がいないというか、何でこの情報は自分に流れてくるのかみたいなものを考えさせたときに、意外とまだそこが分かっているなかったりするので、いわゆるフィルターバブルみたいなところの説明です。そういうことを積極的にやっていったら、もっと子どもたちにとってはよくなるのかなと思います。禁止せずに、教育して、単純に常識を教える形にはなるのかなと思います。教えられたら、これは駄目な行為だとかは分かると思うので、そこをしっかりとやっていきたいなと思いつつ、あきとんとんはそこで活動している感じになります。

こんな感じです。

ありがとうございます。

○曾我部座長 どうもありがとうございます。

そうしましたら、また質疑を行いたいと思いますので、どなたからでもお願いいたします。

お願いします。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

○上沼委員 ありがとうございます。

3 ページのDMとコメントを友達感覚で送ってくるという話なのですが、DMでも個人情報を送ってくるのはちょっと怖いなというか、それで送ってしまうのだとも思うのですが、お子さんたちは、DMとコメントで使い分けている感じはしますか。

○あきとんとん氏 しますね。それこそDMで個人情報を送るのはオーケーだと思っている感じを持っていると思います。

コメントではそういう個人情報は出さないのですが、ここの中学に通っているのですが、ここが分かりませんみたいなものは、コメントでのオープンになっている場ではなくて、オープンの場合は、本当に単純に数学を教えてとかのレベル感です。

もっと詳しい相談とかになるとDMで、そこになると全部教えてくれます。多分、電話番号を聞いても教えてくれるレベルです。

○上沼委員 なるほど。

だから、そういう意味で、相手をきちんと確認しない。

○あきとんとん氏 そうですね。

だから、SNSで、動画で見るとみんないい人そうに見えるのでしょうか。

○上沼委員 そうでしょうね。

だから、売れているというか。

○あきとんとん氏 そうです。

だから、全員いい人ではないよと僕は教えています。

なので、こどもたちは、全員いい人そうに見えるので、簡単に送っているなと思います。

○上沼委員 ありがとうございます。

○曾我部座長 ありがとうございます。

そのほかにいかがですか。

これは、後で報告に出ると思うのですが、この間、この場に中高生に来ていただいて、いろいろと意見交換をしたのですが、それで言うと、今日お話しになっているこどもたちの姿と、そのときのこどもたちが非常に大幅に違っていて、前回のときは非常にリテラシーが高いこどもたちだったので、何がこどもたちの実情なのかなという気も致します。

多分、本日ご紹介いただいたようなこどものほうが多いのかなと思うのですが、それで言うと、あきとんとんさんだから、すぐに信用してしまっというとあれですが、それでかなり個人情報を送ってしまうのが実態、平均的なのかなと思いますが、それで言うと、まさにリテラシーの必要性はまだまだあるのかなと感じます。

○あきとんとん氏 それで言うと、あきとんとんのターゲット層は、勉強が苦手な人、嫌いな人なので、偏差値グラフで言うと、本当に左というか、50以下みたいなところであるので、こういう場で発言する人よりかはそういうものが苦手なのかなと思います。

○曾我部座長 そうですね。

前回は、中高一貫の中学の方が多かったかなと思いますので、そういう意味では、いろ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ（<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>）からご覧いただけます。

いろな声を聴くのが大事だなと思いました。

どうもありがとうございます。

ということで、質問があれば。

では、岸原委員、竹内委員、お願いします。

○岸原委員 教育が必要だというのは、多分、みんな同意するところかなと思うのですが、先ほどこどもたちに一律規制をしても、抜け穴でなかなか機能しないというお話があったのですが、先ほど御紹介いただいたYouTubeさん、あるいは過去の議論の中で、こどもたちが依存するような連続するフィードとか、無限にスクロールしていくものとかは、そういった一律規制ではなくて、ある程度コンテンツを制限したり、そういう機能の制限についてはどう考えられるかというところについて教えてもらえればと思います。

○あきとんとん氏 こどもたちのことを考えるのであれば、機能制限はいいと思います。30分しか見られないみたいなものは、個人的にはいいと思うのですが、活動者としてはやめてほしいという感じです。

動画が見られれば見られるほどあれなので、僕は賛成だとしても、マスのクリエイターたちはもっと見せる工夫を逆にしてくるかもしれないので、何とも言えないところではあります。

○竹内委員 今の御回答に非常に答えもあると思うのですが、商売なので、グーグルにしても、TikTokにしても、YouTubeにしても、たくさん見せたいというのは当然のことだと思うので、そのための工夫はかなりしていますね。

一番していますね。

○あきとんとん氏 そうですね。

○竹内委員 だから、それはそれであるべきだと思うのですが、それが過ぎると駄目だという議論だと思うのです。

だから、あきとんとんさんとかクリエイターの皆さんが見せる工夫をすることを職業として否定するわけにいかないで、それはそれで認めるべきですが、今おっしゃったように、30分しかなのか、40分しかなのか、2時間しかなのか、8時間しかなのか、そこには多分、異論がないと思うので、その辺のところを考えていくのがこの会だと思うのですが、あきとんとんさんの的には一般的に。

私も中学校の教員なので、偏差値20～80まで見ているのですが、50以下の子たちに規制するとしたら、一日大体何時間ぐらい。

○あきとんとん氏 一日1時間、2時間だったら、こどもでも理解はしてくれると思います。

教育系なので、おい、おまえ、動画を見過ぎやぞという動画を結構定期的に出すのです。

これで動画を見るのを終わりにして、勉強に行けよみたいな動画を出すのですが、そうしたら、結構喜んでというか、我に返って、勉強に帰るので、こどもたちも見続けている罪悪感はずいぶんあるので、それをプラットフォーム側がアラートするのはありだと思います。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

ただ、早過ぎると、逆に禁止されている感があつて、ありがた迷惑ではないのですが、おせっかいと感じるので、ある程度納得いく時間が、個人的には1時間ぐらいなのかなと思います。

○竹内委員 それが1時間なのか、4時間なのか、8時間なのかは、こどもも交えて、しかも、ハイレベルの子ばかりではなくて、今おっしゃったような偏差値30ぐらいの子まで、いろいろなバランスがあるので、議論していくのが必要だと私も思っています。それが1点。

もう一点は御質問なのですが、規制しても、必ず抜ける子はいると。それは分かります。分かりますが、規制すると、それに従って幸せになる子もいるのです。だから、私としたら、今言うように、ある程度の理解を得るようなところで規制した上で、逃げ道をつくって抜け道をつくる子には、また新たな施策を打っていくというか、その辺が落としどころかなと思うのですが、全く制限するのは無意味なのか、ある程度必要なのか、その辺りは、もう答えは出ていると思うのですが、お聞かせください。

以上です。

○あきとんとん氏 ある程度やったら駄目だねみたいなのは、何かあったほうがいいと思います。

駄目なことというか、多分、駄目なことをしているときは、ちゃんと駄目と思わせたほうがいいのか、そういう意味での教育だと僕は思っています。

○竹内委員 なるほど。

○櫻井委員 ありがとうございます。

教育がすごく大事だと私も思うのですが、今の教育の中で、特にこういう教育をしたら、よりこどもたちに届くのではないかみたいなことをアイデアとしてもしお持ちだったら、お聞きしたいと思います。

○あきとんとん氏 グループワークみたいなもので、僕はよくやっていたのですが、偽・誤情報を判断するとかもそうなのですが、ファクトチェックの仕方をやるとかもそうなのですが、前回、僕が審査員をしたデジタルシチズンシップのあれがあったのですが、SNSのアルゴリズムを考えるみたいなものをこどもたちにやらせるのは、すごく教育的に意味があるのかなと思っていて、SNS側と利用者側、自分たちがSNS側になるというか、この情報を誰に届けたいか、考えてみたいゲームとかがあったのですが、利用者というより、プラットフォーム側に立たせる教育は、こどもたちも結構喜ぶというか、意味があるかなと思います。理解もできるし、学校でそういうものをやると、楽しいというものもあるので、これは意外といいと思います。

○櫻井委員 ありがとうございます。

○曾我部座長 ありがとうございます。

ひとまず、これでよろしいですか。

もし追加で御質問があれば、また後日、お答えいただくような形でお願いするかもしれ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ（<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>）からご覧いただけます。

ませんが、ひとまず、時間の関係もありますので、あきとんとんさんに対するヒアリングは以上とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○あきとんとん氏　ありがとうございます。

○曾我部座長　次が、議題3ですね。

先ほど話題にしました「第1回こどもとのセッション及びこどもへの意見聴取の御報告」ではありますが、こちらまずは事務局からお願いいたします。

○事務局　事務局でございます。

19ページ以降が、3月24日に、委員の皆様と中高生との意見交換の結果、あと「こども若者☆いけんぷらす」というこども家庭庁が持っております制度で、こどもたちに登録していただいています、アンケートもしておりますので、その結果も併せて御報告したいと思います。

まず、23ページですが「セッションの概要」でございますが、テーマとしてはSNSの利用、AIの利用、インターネット利用全般についてと、大きく3つについて意見交換をしていただきました。

中学生2名、高校生7名の9名の方でございました。

アンケートにつきましては、ウェブアンケートを3月13日から25日まで実施いたしました。

質問内容は、セッションと同じような内容でございます。

続きまして、26ページからでございます。

こちらからですが、どういったSNSを使っていますかということですが、アンケートでは、LINE、インスタグラム、Xと。

セッションでも同じような名前が挙がっておりました。

次のページが、SNS利用のよい面ということですが、アンケートでは、情報が入手できたときとか、遠くに住んでいる友達と連絡ができることとか、セッションでも同じような意見が出ていました。

アンケートだけで聞いたのですが、使えなくなったらどんなことが困るということも、同じように、コミュニケーションが取れなくなるとか、情報検索ができなくなるが上位に上がっておりました。

SNS利用のネガティブ面ということですが、こちらは、アンケートでは、いつSNSを終わらせるか、やめどきが分からないというのと、文字だけのやり取りになると、意図しない言葉の受け取られ方をするときと選んだ方が多かったということでございます。

セッションでも、ネット依存が多いという意見とか、ニュアンスが伝わりづらいというような話も出ておりました。

セッションで出ていたものとしては、SNSの情報と自分を比べてしまうとか、自己肯定感が下がることのあるのだみたいな意見も出ておりました。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

それから、SNSの年齢制限についても議題としておりますが、こちらは、セッションでは、一律的にいい、悪いというよりは、年齢とか内容に応じた配慮を求めるなど、右から左まで意見を並べておりますが、そういった形で意見に幅があったということでございます。

次のページがアンケート結果でございます。

こちらは、聞き方が必要ですか、どうですかみたいなことではありましたが、書かれた意見の中では、真ん中辺りに、要は「必要性が認められる場合のコンテンツ毎」とか、そういった意見も出ていたということでございます。

次が、32ページに飛んでいただきまして、AIですが、こういったAIを使っていますかということで、こちらのようなものを使っているということと、利用する場面は、アンケートでも、セッションでも、勉強といろいろな創作のサポート、あと、AIと雑談とか相談をします。こういったものが多かったのかなと思っております。

あと、メリット・デメリットでございますが、アンケート結果と裏腹の関係になろうかと思いますが、効率化できるけれども、あまり考えなくなるとか、そういったものとかが出されておりました。

セッションでは、ファクトチェックが要りますねとか、AIによる創作物の機械学習の問題などについて触れる意見も出されておりました。

最後になりますが、35ページでございますが、全般的に、何がネットを安全に利用するために要りますかということでございます。

アンケートを見ますと、事業者側に向けた意見が多く出ております。

セッションでは、リテラシーの話とかデジタルタトゥー、一回書いたら消えなくなるとか、そういったことが心配だとか、そういった意見が出されておりました。

36ページからは、セッションとは外れますが、いろいろなお子さんがいらっしゃるということで「こどもの居場所づくりに関する指針」では、SNSやオンラインが居場所となっていてとか、37ページでは、リアルな居場所とかではつながることが難しいこどもたちの支援も必要ですねと。

最後が、自殺に関するSNS相談の数が増えてきていると。こういった状況にもあるということの御紹介でございます。

事務局からは以上です。

○曾我部座長　ありがとうございました。

こちらにつきましては、当日、ファシリテーターとして御活躍いただきました柳元委員から一言感想をいただければと思います。

お願いします。

○柳元委員　当日、こどもとのセッションにおいて、ワーキンググループの前にも、ファシリテーターとして参加させていただきました。

先ほどいろいろな委員の先生方もおっしゃっていたのですが、今回参加していただいた学生の皆さんは、それぞれネットフォーラムであったり、スマホサミット、また、ICTカン

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

ファレンス等への参加経験があったこともあり、デジタルリテラシーが非常に高い学生さんが多かったなと感じております。

そのため、皆さん自分たちで事前に資料を読んで、質問というか、答えとして議論の内容を考えてきてくださっていたり、ノートも見せていただいたのですが、びっしりノートに意見を書いてくださっていた方も結構いらっしやったなと思います。

また、内容面に関しても、AIであったり、インターネット、SNSに関して、それぞれ自分たちの学校での経験だったり、自分たち自身の経験、また、自分たちのきょうだいであったり、周りの友達であったりのそれぞれの経験について、自分たちの具体的な事例であったり、自分たちが持っているような意見をすごく発言していただけて、よかったなと思っています。

ただ、今回、少し自分が感じたこととしては、デジタルリテラシーの高い方たちばかりだったので、またほかの意見も少し聞いてみたいなと思いました。

以上です。

○曾我部座長 ありがとうございます。

そういう意味では、先ほどのお話は非常によかったなと思います。

ということで、今の御報告、それから、今のコメントも含めて質疑を若干できればと思いますが、今、43分なので、50分ぐらいまでということで、時間が限られておりますが、御意見、御質問などがありましたら、お願いいたします。

○竹内委員 1分だけ。

私は、先ほどと否定的に聞こえるかもしれませんが、そういうリテラシーが高い人が一生懸命にやることも非常に重要な議論なのです。彼らは、本当に一生懸命に考えてやっているのです、それを否定するつもりは毛頭ないですし、そういうこどもたちもいる。

私は中学校の教員なので、偏差値80の子から20の子もいて、悲しいぐらい失敗する子は、偏差値20ぐらいの子が失敗することが多いのです。

だから、その子たちにも分かるような支援策も必要だろうと併せて思いますので、とてもすばらしいファシリテートで、中身は濃いと思うのですが、そうではないこどもたちも視野に入れていく必要はあるかと思います。

決して否定しているものではありませんので、柳元委員、お疲れさまでした。とてもすばらしい結論、会議だと思います。

以上です。

○曾我部座長 ありがとうございます。

まさにおっしゃるとおりかなと思います。

そのほかにいかがでしょうか。

では、上沼先生。

○上沼委員 すごくリテラシーが高いと思ったのは、ここに来たお子さんたちは、発信をしないのです。発信は危ないと言っていて、それがすごいという感じです。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ（<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>）からご覧いただけます。

ただ、前もちょっと感じたのですが、小学生は規制すべきと言っていました。以前もお子さんの話を聞いたことがあるのですが、必ず自分より下の規制を進めますね。

小学生がSNSを使うことのリスクをいろいろとおっしゃっていて、その内容も合理的ではあると思いますが、どうもそこに自分が入ると、違う話になるのが特徴的で一定の傾向があると感じました。

○曾我部座長 ありがとうございます。

そうですね。安心しないというところもそうでしょうし、私が似たような話で気になったのは、これは26ページですか、TikTokは一人も使っていないとか、これは非常に特徴的だなと思っています。

なので、もちろん、当日、山本委員から参加者が中高生全体をどの程度代表しているのかについて御質問があったところですが、全体を代表するものではない、けれども、幅があって、今日のあきとんとんさんのお話も含めて、いろいろなこどもたちがいるのだなと、両方を聞いて浮き彫りになったということかと思います。

○竹内委員 だから、本来、そっちのほうの子のヒアリングもしないといけないと僕は思うのです。

ただ、それは難しい。

上位層向け、下位層向けと、非常に難しいし、倫理的にも問題はあるのですが、私たちが考えておかなければいけないのは、私も中学校の教員を20年間したのですが、よく親御さんから相談があるのは、親御さんが中学校時代、僕の国語のテストを100点満点を取る子もいれば10点くらいしか取れない子もいます。語弊はありますが、学力レベルというか、能力と理解力が低い子のこどもが、そういうトラブルをやることが一般的に多いので、私たちは、先ほどグーグルのときにも話しましたが、20分が2分変わったと。これはすばらしいことなのですが、そういう親は2分間我慢できないのです。30秒、ワンタッチでできるぐらいでなければいけないというか、その辺りも併せて気づきました。

以上です。

○曾我部座長 ありがとうございます。

そういう意味では、デフォルトは重要で、デフォルトで何でも設定されていることがすごく重要なかなとも思いました。

そういう意味では、年齢推定機能を通じてデフォルトで設定されるというのは、良い方向なのだろうと思いました。

いかがでしょう。

お願いします。

○櫻井委員 私は当日、参加できなかったのですが、前回の会議のときにも出ていたと思いますが、発達障害を持っているこどもの問題もあるような気がしていて、どうしても衝動性を持っていたりすると、自分でコントロールできなくなってしまうので、そういうこどもも含めて、どのようにしていったらいいのかということは考えていかなければいけな

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ（<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>）からご覧いただけます。

いという感じはしました。

○曾我部座長　ありがとうございます。

まさにおっしゃるとおりかと思います。

そのほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

この話は全体に通じることなので、また機会はあると思いますので、ひとまずないというのであれば、次に移りたいと思います。

次は議題4です。

「次の検討事項」でありまして、こちら、まず事務局からお願いいたします。

○事務局　次の検討事項ですが、まず、40ページですが、総務省様と経済産業省様からの御説明。

それから、仙台大学の齋藤先生からのヒアリングを予定しております。

総務省様では、昨年11月から青少年保護ワーキンググループを開催しておりまして、その状況を工程表の進捗と報告を兼ねまして御報告いただく予定です。

経済産業省様からは、工程表の進捗という形で御報告いただきます。

また、齋藤先生からは、EU等の諸外国の法制度について御紹介いただく予定でございます。

次のページが、課題と論点整理の該当箇所でございます。

次のページで、検討事項ということで、今回は「フィルタリングのあり方」「事業者の役割リバランス」についてということでございまして、検討事項を3点ほど記載しております。

以下は参考資料としてつけておりますので、御参考までにということで、インターネット環境整備法の条文に関連するプレーヤーとサービス。

それから、実際の条文の抜粋を載せております。

事務局からは以上でございます。

○曾我部座長　ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見があれば、お願いいたします。

大丈夫ですか。

そのほか、全体を通じて、まだあきとんとんさんもらっしゃいますし、質問とかコメントがあれば、お願いいたします。

○竹内委員　ありがとうございます。

時間がなかったので、僕はYouTubeを責めるような発言ばかりしてしまったのですが、YouTubeがやってもらえる規制というか、方向性は、僕はどんぴしゃだと思うのです。

親とか子どもたちの年齢に応じて、どんどん簡易化して、あわせて、子どもたちについて、親と一緒にサポートしながら進んでいくということかと思うのです。

だから、すばらしいと思うのですが、最後に言えなかったのは、そういう議論を日本で

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

やる私たちが、日本のこどもたちにも責任を持ちたいのです。

グーグルはもちろん、YouTubeも企業なのですが、今、ユニセフの方が、こども家庭庁の会議で、ネットは道路と一緒にだから、世界全体で考えなくてはいけないと。まさにそうだと思うのです。グーグルがやっておられること、YouTubeがやっておられることは非常に素晴らしいと思うのですが、そこは公益性があることなので、私たちのような研究者や政府とか、ほかのところも一緒にやっていただきたいですし、グーグルやYouTube、iPhoneなり、ほかの事業者とかとも共有しながら、あるべき姿をつくってほしいなと強く感じました。

だから、こういう会に私企業の方が来られたり、YouTuberが来られて、お話しできた機会は、今日は非常に素晴らしい会だったと感じております。こどもたちの議論も聞けましたし、とても素晴らしい。

ただ、時間がないので、もっとこういう会を頻繁につくって、考えていかなければいけません。

ただ、山本先生がおっしゃるように、既視感のあることばかり僕も言うてしまうのです。

ただ、言い過ぎて、これからつくっていく上で、もっとみんなで議論していく必要があるなと改めて感じました。

○曾我部座長 ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。

大体よろしゅうございますか。

そうしましたら、議題4の議論はここまでということと、また、全体を通じての補足もここまでということで、最後に質問できなかった事柄、とりわけグーグルさんに対する質問とか、追加の御意見などがありましたら、1週間以内を目途に書面で事務局に提出するよう、お願いいたします。

ということで、最後に、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局 事務局から事務連絡をさせていただきます。

次回の第4回につきましては、4月30日木曜日の14時から開催予定でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務連絡は以上でございます。

○曾我部座長 ありがとうございました。

そうしましたら、以上をもちまして、第3回「青少年インターネット環境整備法の在り方等に関する検討ワーキンググループ」を終了いたします。

皆様、長時間お付き合いいただきまして、どうもありがとうございました。